

高濃度PCB廃棄物所有者確定調査業務 (産業廃棄物事業者指導事業)

平成31年度当初予算要求額
48,331千円

事業目的

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、市内の未処理の高濃度PCB使用製品及び高濃度PCB廃棄物を把握し、事業者・個人に処分を促す。〔高濃度PCB廃棄物 処理期間 2021年3月31日まで〕

事業概要

- この間実施してきたPCB廃棄物及び使用製品に係る掘り起こし調査（自家用電気工作物（トランス・コンデンサー）・安定器等）において所有等が未確定なものについて最終的な確定を図る調査・指導を行う。
- この間の掘り起こし調査で所有が明らかでない対象者及び新たに環境省（経済産業省含む）・JESCOより提供の所有の疑いがある対象者に対して確定するための調査を行う。
- 市において、すでに把握している所有者について、処分に向けた契約等のフォローアップを実施する。



コンデンサー



安定器

◇ 市内の高濃度PCB廃棄物の期限内での確実な処理完了を達成する。